

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

株等の譲渡収入がある被扶養者の取扱いについて（通知）

このことについては、従来一時的所得として取り扱ってきたところですが、株等を取り巻く状況の変化を考慮し、下記のとおり取り扱うこととしますので、本通知及び別添「株等の譲渡収入に係る被扶養者資格得喪の具体例」により、組合員への周知をお願いします。

なお、当支部における本取扱いの適用については、平成25年1月1日の被扶養者資格得喪に係る申請分からとしますので、組合員への適切な周知等についてよろしくをお願いします。

記

1 株等の種類について

株に関わらず、外国為替証拠金取引（FX）、先物取引、投資信託、不動産売買等のいわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある（見込まれる。）ものが対象である。

2 株等の譲渡収入の定義

被扶養者における株等の譲渡収入については、次のとおり取り扱う。

譲渡収入＝ 譲渡価額－取得価額

3 株等の譲渡収入がある被扶養者の認定について

株等の譲渡収入については、事業所得者と同様、1月1日から12月31日までの1年間で判断することとし、譲渡収入が認定基準年額以上であった場合、被扶養者としての要件を欠くこととする。

また、取消日及び再認定日についても、事業所得者と同様に確定申告を行った日とする。

4 株等の譲渡収入の確認方法

被扶養者の資格得喪に係る株等の譲渡収入の確認については、以下の書類を全て提出するものとする。

なお、以下のもの以外にも確認書類の提出を求める場合がある。

確定申告を行っている者	確定申告が原則不要（免除）の者
<ul style="list-style-type: none">・ 所得税の申告内容確認票（参考1）・ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（参考2）・ 所得額証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 年間取引報告書・ 所得額証明書

※ 確定申告が原則不要（免除）の者とは、年間の所得が20万円以下である場合や株の譲渡取引において、特定口座を利用しており、税が源泉徴収されている者などが該当する場合があります。

※ 年間取引報告書の交付・取得については、証券会社等にお問い合わせください。

5 新規認定対象者が株等を保有している場合について

新規の被扶養者認定対象者が株等を保有している場合は、認定しようとする前年の譲渡収入により、認定の可否を判断する。

6 株等の譲渡収入が認定基準年額以上となったため、被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する場合について

被扶養者としての要件を欠いて以降、1年間で認定基準年額未満であった場合、再認定できる。（事業所得者と同様の取扱い）

7 保有している株等を全て譲渡した場合について

保有している株等を全て譲渡した場合は、一時的な所得とみなし、全て譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱う。

ただし、全ての株等の譲渡が、1年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とはみなさない。

8 株等を保有している場合の譲渡収入について

株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合は、その取引回数に関係なく被扶養者の収入とする。

9 他の収入との通算について

株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、当該被扶養者に他の収入があった場合、事業所得者と同様に、株等の譲渡収入についてはゼロとして通算する。

10 繰越損失の取扱いについて

株等の譲渡収入などで損失があり、翌年度以降に繰越できる損失については、考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断する。

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係

担当 川口・岡元・若松

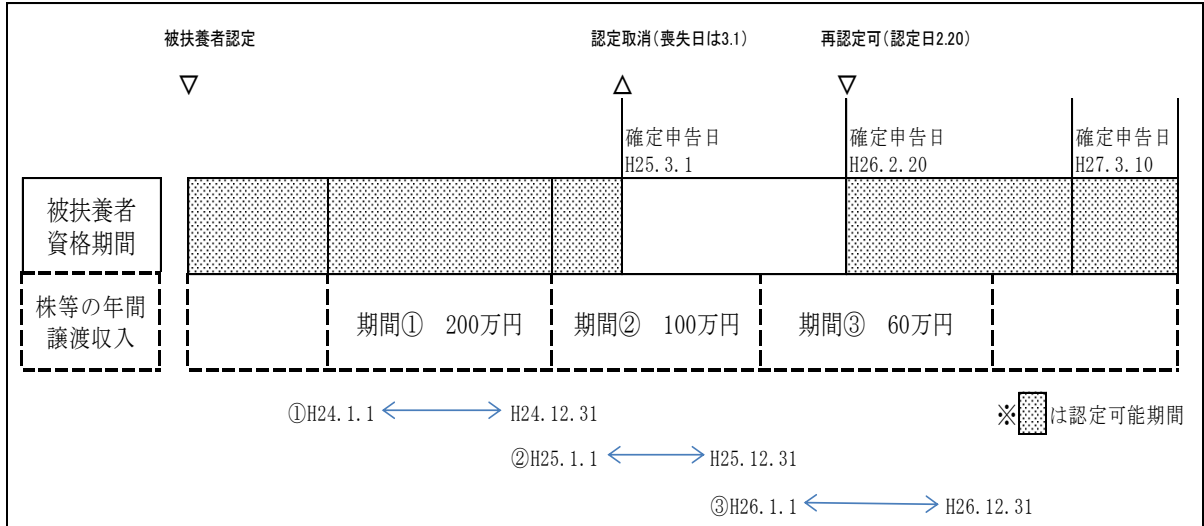
TEL : 099-286-5220

FAX : 099-286-5663

別添

株等の譲渡収入に係る被扶養者資格得喪の具体例

具体例1



【本事例の前提】

認定基準年額が130万円の者で、株等の譲渡収入以外の収入はない。

- (1) 期間① (H24.1.1～H24.12.31) の収入について
被扶養者認定されていた者が、平成24年に株等を複数回取引し、その収入について平成25年3月1日に確定申告を行った結果、譲渡収入が200万円であった。
※ 認定基準年額の130万円以上であるので、確定申告を行った平成25年3月1日で被扶養者の要件を欠いた。
※ 被扶養者の認定取消手続が必要
- (2) 期間② (H25.1.1～H25.12.31) の収入について
平成25年の株等の譲渡収入を平成26年2月20日に確定申告を行った結果、譲渡収入が100万円であった。
※ 認定基準年額の130万円未満であるので、確定申告を行った平成26年2月20日に被扶養者の収入における認定要件を満たした。
※ 再認定には、被扶養者の認定手続が必要
- (3) 期間③ (H26.1.1～H26.12.31) の収入について
平成26年の株等の譲渡収入を平成27年3月10日に確定申告を行った結果、譲渡収入が60万円であった。
※ 認定基準年額の130万円未満であるので、被扶養者の収入における認定要件を満たしている。

具体例2

	事例①	事例②	事例③	事例④
株等の譲渡収入	120 万円	60 万円	100 万円	-150 万円 (0円)
株等の譲渡収入以外の収入 ※給与収入・事業収入・年金収入等	0円	40 万円	100 万円	200 万円
認定の可否	可	可	不可	不可

※ 被扶養者の認定日及び取消日については、確定申告を行った日である。

事例① 総収入が120万円となり、認定可能である。

事例② 総収入が100万円となり、認定可能である。

事例③ 総収入が200万円となり、認定不可及び取消要件に該当する。

事例④ 株式の譲渡収入はマイナスであるが、ゼロとして通算するため、収入は200万円となり、認定不可及び取消要件に該当する。